

# 料金のご案内

## ■ ご家庭向けLPガス料金の仕組みと計算方法(三部料金制)

日々お支払いいただくガス料金は、毎月一定の金額のかかる「基本料金」とご使用量に応じてお支払いいただく「従量料金」、「設備料金」で構成されています。

※設備料金につきましては当社システムの変更後、戸建てにお住まいで当社よりガス器具等の消費設備の貸付を希望されるご家庭には金額を明記させていただきます。

### 【LPガス料金】

<b>基本料金</b>	+	<b>従量料金×使用量(m<sup>3</sup>)</b>	+	<b>設備料金</b>
LPガスの使用に関わらず毎月定額でお支払いいただく料金です。 ※基本料金の内訳: ガスメーター、調整器、高圧ホース、ガス容器、保守点検、保険料、検針費、ガス配管等		LPガスの使用に応じてお支払いいただく料金です。 ※LPガスの輸入価格の変動に応じて、料金が変動します。		該当するお客様のみ金額明記 該当しないお客様は請求無し ※内訳: ガス器具等の消費設備料

## ■ 料金表

基本料金	従量単価
<b>2,420</b> 円(税込)	<b>803</b> 円/m <sup>3</sup> (税込)

※上記価格は戸建のお客様に適用いたします。  
※消費側の配管、消費設備機器の設備料金が発生しないお客様が対象となります。  
※ガス器具等の消費設備料が発生するお客様については個別でご案内いたします。

## 【LPガス業界の商慣行見直しに向けた佐藤燃料グループの取組み宣言】

この度、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油ガス法)の改正省令が施行されました。当社及びグループ会社は、以下のとおり改正省令を遵守し、改正の趣旨であるLPガス業界の商慣行見直しに率先して取り組んでまいります。

### 1. 過大な営業行為の制限 (2024年7月2日施行)

- 設備の無償貸与などの過大な営業行為を行いません。
- 他のLPガス事業者への切替を制限する契約の締結を行いません。

### 2. 三部料金制の徹底 (2025年4月2日施行)

- LPガス料金は「基本料金」「従量料金」「設備料金」からなる三部料金制へと移行し、ガスの消費にかかる設備費用をLPガス料金に計上する場合は、「設備料金」として表示します。
- LPガス消費と関係ない設備の費用は、LPガス料金に計上しません。
- 賃貸住宅においては、ガスの消費にかかる設備費用を含む一切の設備費用を、ガスをご使用いただくお客様のLPガス料金に計上しません。※個別にリース契約などを締結する場合は除きます。

### 3. LPガス料金等の情報提供 (2024年7月2日施行)

- 当社ガス供給物件へのご入居を希望されるお客様に対し、不動産会社様、不動産管理会社様などと連携し、事前に当該物件のガス料金を提示するよう努めます。
- 入居希望者様から直接当社にお問い合わせをいただいた場合は、速やかに当該物件のガス料金を提示します。

※「2. 三部料金制の徹底」に伴い、当社及びグループ会社は法改正へ迅速に対応すべく今年度内にシステム変更を行い、準備が整い次第、**検針票・請求書(請求金額の表示方法)**の記載内容を一部変更させていただきます。

お客様にはご不便お掛け致しますが何卒、ご理解、ご協力承りますようお願い申し上げます。

佐藤燃料グループでは、これからも皆様に安心してプロパンガスをご利用頂けますよう、保安の確保のみならず料金の透明性の確保に向けて法令遵守・徹底を図って参ります。